

食 品 安 全 委 員 会 第 349 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 22 年 9 月 30 日（木） 14:00～14:34

2. 場 所 大会議室

3. 議 事

（１）岡崎内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・末松内閣府副大臣挨拶

（２）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 7 品目（全てポジティブリスト制度関連）

①キノクラミン

②ジクロベニル

③ジフェノコナゾール

④トリフルミゾール

⑤DCIP

⑥エトキシスルフロン

⑦酸化フェンブタスズ

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 2 品目

①フェニトロチオン

②フェノブカルブ

（厚生労働省からの説明）

（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「エフロトマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（４）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

・農薬「ベノキサコール」に係る食品健康影響評価について

（５）食品安全モニターからの報告（平成22年7月分）について

（６）その他

4. 出 席 者

（大臣・副大臣）

岡崎内閣府特命担当大臣、末松内閣府副大臣

（委員）

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員
(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「キノクラミン」、「ジクロベニル」、「ジフェノコナゾール」、「トリフルミゾール」、「DCIP」、「エトキシスルフロン」、「酸化フェンブタスズ」、「フェニトロチオン」及び「フェノブカルブ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈エフロトマイシン〉

資料 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ベノキサコール〉

資料 4 食品安全モニターからの報告（平成22年7月分）について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第349回会合）」を開催いたします。

本日は、7名の委員が出席です。また、本日は岡崎トミ子内閣府特命担当大臣、末松義規内閣府副大臣に御出席いただいております。早速ではございますが、まず岡崎大臣、末松副大臣からごあいさつをお願いいたしたく存じます。よろしく願いいたします。よろしければお座りになって。

(1) 岡崎内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）・末松内閣府副大臣挨拶

○岡崎内閣府特命担当大臣 皆様、こんにちは。このたび、食品安全担当大臣を拝命いたしました、岡崎トミ子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。食品安全委員会は平成15年に設立されて以来、我が国唯一の食品のリスク評価機関として、これまで950件を超えるリスク評価を終えられたと伺っております。小泉委員長、そして見上委員長代

理を始め、委員の皆様方の御努力によって、これまでこのように運営されてきたことに心から敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

近年、国民の皆さんの食生活を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした中で、食の安全に対する国民の信頼を確保していくためには、食品安全委員会が引き続き中立公正な立場から科学の視点で消費者を守る、こうした役割を十全に発揮することが必要不可欠であり、大きな期待をしているところでございます。食品安全委員会で安全に関する科学的知見をしっかりとおまとめいただき、そして消費者、国民の皆さんにしっかりと発信していくことによって、国民の皆様の安心につなげていくことができればすばらしいことと考えております。そのためにも、私も全力で取り組んでまいります。是非、皆様のお力をいただきたいと思いますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、副大臣からも早速ですがお願いいたします。

○末松内閣府副大臣 このたび、食品安全担当の副大臣を拝命いたしました、末松義規でございます。この食品安全委員会は今回で349回目ということで、来週350回、2003年に委員会をつくられてから大体毎週審議をいただいているということで、これほどディリジェントというかまじめに取り組まれている委員会はほとんどいないんじゃないかと。そして、食品安全委員会が出してこられたレポートは本当に調査として信頼に足るということで、日本のみならず世界的にも評価をされていると聞いております。そういった意味で、委員の皆様が本当に御努力されていることに対して心から頭が下がりますし、また、敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

今、大臣の方から本当にしっかりされたというか公式な立場を述べましたけれども、私の方からは実は食品安全委員会でレポートなんかを毎月つくられています、私はあれを読ませていただいて非常にわかりやすいので、また勉強になるし、直接体にも関係あることなので、ああいった楽しいレポートを是非小泉委員長様以下、また御審議されたその成果を国民に貢献されることを心から望みたいと思います。副大臣としてできることは何でもやってまいりますし、皆さんの環境がより整うような形で頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

○小泉委員長 大臣、副大臣、本当にごあいさつありがとうございました。私ども食品安全委員会は、食品安全基本法にありますように国民の健康保護が最も大事だという認識の下で、リスク評価を中立公正な立場で科学に基づいて評価することに努力してまいりました。

先ほどのごあいさつにもありましたように、科学的評価も大事ながら一般の国民の方々に情報提供すること。評価結果をきっちりと皆様にわかっていただくことがとても大事だとおっしゃってくださいましたので、そういう点からも是非とも今後ともお力添えいただきますようよろしくお願いいたします。両大臣には公務がお忙しいと存じますが、もしお時間の許す範囲で御出席いただければと思います。

それでは、早速ですが、これから議事を始めたいと思います。「食品安全委員会（第349回会合）議事次第」に従いまして議事を進めたいと思います。厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。

まず、お手元の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の議事次第の紙のほかに。

資料1-1「食品健康影響評価について」。厚生労働大臣からの諮問の文書でございます。

資料1-2「『キノクラミン』、『ジクロベニル』、『ジフェノコナゾール』、『トリフルミゾール』、『DCIP』、『エトキシスルフロン』、『酸化フェンブタズ』、『フェニトロチオン』及び『フェノブカルブ』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」。

資料2「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈エフロトマイシン〉」。

資料3「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ベノキサコール〉」。

資料4「食品安全モニターからの報告（平成22年7月分）について」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

最初に「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料1－1にありますとおり、厚生労働大臣から9月24日付けで農薬7品目並びに農薬及び動物用医薬品2品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、説明させていただきます。資料1－2をお願いいたします。

今回、食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づきまして、以下の9品目につきまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。議事次第の方には書いてありますけれども、1番目から7番目は全部ポジティブリスト制度導入時に設けられた暫定基準の見直しを含むものでございます。

それでは、資料をめくっていただきまして、1剤目から順次説明させていただきます。1剤目はキノクラミンでございますが、ナフトキノン化合物に属する除草剤でございます。日本における登録状況は水稻、くわい等でございます。今回、農林水産省の方から魚介類への残留基準の設定の要請がございまして、併せて暫定基準の見直しを行うものでございます。JMPRの評価はなし、国際基準もなく、これら5地域で残留基準値の設定もございません。食品安全委員会での評価は初めてのものでございます。以下、今回の9成分は全部食品安全委員会での評価は初めてのものでございます。

2剤目はジクロベニルでございます。除草剤でございます。日本での登録は小麦、大麦、みかん、りんご等でございます。これにつきましても、農林水産省の方から魚介類への残留基準値設定の要請がございまして、併せてポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しを行うものでございます。JMPRの評価はなく、国際基準もなし、米国、EU、オーストラリアにおきまして、日本と同じような作物で残留基準が設定されてございます。

3剤目がジフェノコナゾールでございます。トリアゾール系の殺菌剤でございます。日本ではりんご、なし、トマト等の適用が現在認められておりますが、今回、ピーマン、なす、茶への適用拡大申請がございまして、併せてポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しを行うものでございます。JMPRでは、ADIが0.01 mg/kg 体重/日という評価が出ております。国際基準はアスパラガス、トマト、バナナ、畜産物等について基準が設定されてございまして、諸外国でもいずれの地域でも残留基準値が設定されてございます。

4剤目がトリフルミゾールでございます。イミダゾール系の殺菌剤でございます。日

本での登録は現在、稲、きゅうり、トマト、りんご、もも、いちご等でございまして、今回、農林水産省の方から魚介類への残留基準値設定の要請がございまして、併せてポジティブリスト制度導入時の暫定基準の見直しを行うものでございます。JMPR の評価はなく、国際基準もなし、諸外国はこれらの地域で日本と同じような作物について残留基準値が設定されてございます。

5 剤目が DCIP（ジクロロジイソプロピルエーテル）でございます。有機塩素系の殺線虫剤でございまして、日本での登録はきゅうり、なす、みかん、茶等でございます。今回は、ポジティブリスト制度導入時の暫定基準値の見直しを行うものでございます。JMPR の評価はなく、国際基準もなし、諸外国はこれらの5つの地域での残留基準値の設定もございません。

6 剤目がエトキシスルフロンでございます。スルホニルウレア系の除草剤でございまして、日本での適用は食用では水稻だけでございます。後は日本の適用は芝がでございます。今回は、ポジティブリスト制度導入時の暫定基準値の見直しをしようと思うものでございます。JMPR の毒性評価はなし、国際基準もなし、諸外国はこれら5つの地域で残留基準値なしでございますが、ちょっと補足させていただきますと、オーストラリアではサトウキビへの除草剤の適用がございます。EU では稲の除草剤での適用はございますが、いずれも基準値としては設定されてございまして、検出限界以下という規定になってございます。

7 剤目が酸化フェンブタスズでございます。有機スズ系の殺虫剤でございます。これも暫定基準の見直しをしようというものでございまして、日本での登録はきゅうり、かんきつ類、りんご、もも等でございます。これは JMPR で評価されてございまして、ADI が 0.03 mg/kg 体重/日という評価値になってございます。国際基準もりんご、もも、いちご、ぶどう等に残留基準が設定されております。諸外国でも同じような作物に基準が設定されているものでございます。

8 剤目とその次が動物用医薬品との両方の用途があるものでございますが、8 剤目がフェニトロチオンでございます。有機リン系の殺虫剤でございまして、日本での農薬としての登録は稲、大豆、ばれいしょ、りんご等でございまして、今回、魚介類への残留基準値設定の要請があったものでございます。動物用医薬品としての承認は、ハエ、カ、アブ等の衛生害虫の駆除、マダニとかシラミ等の寄生虫の駆除で承認がとられております。JMPR で農薬としての評価は、ADI として 0.006 mg/kg 体重/日、JECFA で医薬品としての毒性評価はまだ行われておりません。国際基準は大豆、りんご等に残留基準が設けられているものでございます。

最後でございますが 9 剤目、フェノブカルブでございます。カーバメート系の殺虫剤でございます。日本における農薬としての登録は稲、小麦、きゅうり等でございます。今回、魚介類への残留基準値設定の要請があったものでございます。動物用医薬品としての承認はマダニ、アブ、ノミ等の駆除、畜舎周辺ボウフラ等の防除の承認がございます。JMPR、JECFA とも評価は行われておらず、国際基準もなし、諸外国でも残留基準値は設定されていないものでございます。

先ほど申しましたように、今回は全部初めての評価でございますので、追加のデータの提出は今回は付いてございません。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○村田委員 確認ですけれども、この剤の中に幾つかジフェノコナゾールとか DCIP、フェノブカルブはみんな不斉炭素がありますけれども、これはみんなラセミ体と思ってよろしいのでしょうか。光学活性体でしょうか。

○森口基準審査課長 農林水産省から提出されました農薬抄録を基に資料を作っておりますけれども、特に記載がなかったのでラセミ体ではないかと存じます。

○村田委員 分かりました。

○小泉委員長 長尾さん、何か説明ありますか。

○長尾委員 それはこの絵だけではわかりませんが、ラセミ体の可能性はありますね。

○小泉委員長 ほかに何か御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、農薬 7 品目につきましては、農薬専門調査会で審議することといたします。また、農薬及び動物用医薬品 2 品目につきましては用途が重複しておりますので、まず先

に主たる用途に関係する農薬専門調査会で審議を行った後、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととし、評価結果につきましては、両専門調査会から両座長の連名で委員会に報告していただければと思っております。それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長 それでは、そのように進めることといたします。森口課長、どうもありがとうございました。

（３）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。まず、担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

○見上委員 それでは、説明いたします。資料２の４ページの「要約」の内容を中心に説明したいと思います。

エフロトマイシンは抗生物質で、日本では飼料添加物として使用されています。海外では使用されておりません。また、動物用医薬品及びヒト用医薬品としての使用もございません。このエフロトマイシンにつきましては、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されており、今回、飼料添加物指定時の試験成績等の抄録及びFDAのレポート等を基に評価を実施いたしました。エフロトマイシンは生体にとって問題となる遺伝毒性を示さず、また、発がん性は認められていないことから、ADIを設定することが可能であると考えられました。

毒性試験において、最も用量の低いところで投薬の影響が認められたと考えられる指標は、イヌを用いた亜急性毒性試験における雄のアルカリホスファターゼの増加で、NOAELは10 mg（力価）／kg 体重／日でした。

毒性学的 ADI は、この NOAEL に安全係数として、種差 10、個体差 10 の 100 を適用し、ADI は 0.1 mg／kg 体重／日と設定しました。

一方、微生物学的 ADI は、VICH の算出式に基づいて 0.0018 mg／kg 体重／日と算出されました。

これらの ADI のうち、微生物学的 ADI の方が小さく、毒性学的安全性も担保していると考えられることから、エフロトマイシンの ADI としては、0.0018 mg/kg 体重/日と設定することが適当と考えられました。

詳細は事務局より説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、ただ今の資料のエフロトマイシンの評価書の「要約」のところから 1 枚めくっていただいた 6 ページを御覧いただきたいと存じます。

6 ページの「7. 開発の経緯及び使用状況等」でございます。このものは、今、御説明がありましたように抗生物質の一種でございます、日本では昭和 62 年に飼料添加物として指定されております。

6 ページの下の方から薬物動態について記載しております。ラットでは、投与後 48 時間までに投与量の 104.4%が糞中に、4.7%が尿中に排泄されたというデータがございます。

7 ページの「(3) 薬物動態試験(豚)」では、豚の薬物動態試験の成績がございます。こちらの方は 7 日間の混餌投与でございますが、排泄物からの回収率は糞で 58 から 76%、尿から約 2%、合計 60 から 78%でございました。

8 ページに豚の残留試験がございます。豚での残留試験の成績が二つございまして、まず最初の「(5) 残留試験(豚)」の方でございますが、高濃度群においても休薬によりまして臓器等におけるエフロトマイシンの濃度は急激に減少して、休薬 3 日目には全試料でこの試験における検出限界以下になったということでございます。

「(6) 残留試験(豚)」では、下の方にございますが、休薬 1 日目で全臓器で検出限界以下となったということでございます。

11 ページに「(4) 14 週間亜急性毒性試験(イヌ)」といたしまして、毒性学的 ADI の根拠となりました 14 週間亜急性毒性試験(イヌ)の成績がございます。この中に試験は二つございます。最初の試験では、雌では NOAEL が設定できましたが、雄では最も低い用量群の 20 mg(力価)/kg 体重/日投与群においても、ALP の増加が認められて NOAEL の設定ができませんでした。このため 20 mg(力価)/kg 体重/日投与群を最高用量とし、より低い投与量の群を設けた試験が実施されております。この試験では、最高用量でも ALP の増加等の所見は認められておらず、これら二つの試験結果から NOAEL は雄では 10 mg(力価)/kg 体重/日、雌では 20 mg(力価)/kg 体重/日と考えられております。

11 ページの下の方から「(1) 105 週間慢性毒性/発がん性試験(ラット)」の成績がございます。次のページには「(2) 94 週間発がん性試験(マウス)」の成績がござい

ます。ともに投与に起因する腫瘍の発生増加はみられず、発がん性は認められておりません。

13 ページには「(3) 催奇形性試験(マウス)」がございます。こちらで、最高投与量の 2,000 mg(力価)/kg 体重/日投与群で、胎児の体重減少とか網膜皺といったものが観察されたということでございますが、再現性を確認するための試験が行われておりまして、この所見は再現されず、この試験条件下では催奇形性は認められていないということでございます。

14 ページの半ばから「6. 遺伝毒性試験」について記載がございますが、*in vitro*、*in vivo* のいずれの試験でも陰性ということでございます。

17 ページから「10. 微生物学的影響に関する試験」について記載がございます。この 17 ページの下欄外に記載がございますが、MICcalc というもの、試験薬に活性のある最も関連のある属の平均 MIC₅₀ の 90%信頼限界の下限值が求められておりまして、これが 0.000482 mg/mL となっております。

17 ページの下の方から「Ⅲ. 食品健康影響評価」がございます。内容につきましては、先ほど見上委員から御説明があったとおりでございまして、今、御説明しました微生物学的な MICcalc を基に計算した ADI が設定されております。この評価書(案)につきましては、本日委員会終了後、10 月 29 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。

どうぞ。

○村田委員 1 点、教えてほしいんですが、今、これを見ていましたら、エフロトマイシンはエフロトマイシン A₁ が主剤になるんですか。A₁、A₂、B₁、B₂ の 4 つの混合物になるんでしょうか。

○坂本評価課長 6 ページを御覧いただくと「7. 開発の経緯及び使用状況等」のところですが、エフロトマイシンは、エフロトマイシン A₁ 及びその異性体であるエフロトマイシン A₂ 並びにエフロトマイシン B の混合物でございます。力価につきましては、エフロトマ

イシン A₁としての量を示しております。

○村田委員 そうすると、最終的な ADI はエフロトマイシン A₁に換算した場合のものというところでよろしいわけでしょうか。

○坂本評価課長 一応このエフロトマイシンとしてはこういうものですので、その mixture としてこういう評価ということになります。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかの委員の方々はいかがですか。質問はございませんか。
どうぞ。

○村田委員 そうしますと、その mixture の組成みたいなものが一定と思ってよろしいわけですね。

○坂本評価課長 データの基になっている試験が一定の規格のもので行われていますので、ADI の設定はそういったデータに基づいていることになります。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかによろしいですか、ほかの委員の方々は御意見ございませんか。
それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。農薬 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明いたします。

資料3のベノキサコールの農薬評価書でございます。このものに関しましては、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されており、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

6ページの下の方に「7. 開発の経緯」がございますが、ここにありますように、このものは薬害軽減剤といわれるタイプのものでございます。とうもろこしにおいて、主に発芽苗より吸収されて、除草剤メトラクロールの解毒代謝を促進するとされているものでございます。米国でとうもろこし等を対象として農薬登録されておりますが、日本での農薬の登録はなく、ポジティブリスト制度の導入に伴う暫定基準値が設定されているものでございます。

19ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」がございます。結論的には20ページの方でございますが、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の結果から、ADIといたしまして0.004 mg/kg 体重／日が設定されております。

最後から2枚目でございますが、右肩に「参考」と書いてあるページでございます。こちらのものにつきまして、農薬専門調査会での審議後にこの評価書（案）につきまして、国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、御意見等はございませんでした。

最後のページには表記の修正がございますが、本件につきましては専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「ベノキサコールの一日摂取許容量を0.004 mg/kg 体重／日と設定する。」ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（5）食品安全モニターからの報告（平成22年7月分）について

○小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。「食品安全モニターからの報告（平成22年7月分）について」です。事務局から報告をお願いいたします。

○原嶋勸告広報課長 それでは、資料４に基づきまして御説明申し上げます。

７月に食品安全モニターからは３５件の報告がございました。内訳につきましては、書いてございますような内訳でございます。

ページをめくっていただきまして「７月のトピックス」といたしましては、食品安全委員会のホームページについてのものがございます。今までに比べて格段に見やすくなって、一般の人に見てもらえるように工夫をされたような印象を受けたという御報告をいただいております。食品安全委員会からは、引き続き親しみやすい情報発信に努めていきたいということを、コメントとして述べてございます。

３ページでは、こんにゃく入りゼリーについての御意見がございまして、消費者庁の動向について関心があるという御意見がございました。これにつきましては、食品安全委員会の方からは、ワーキンググループを設けまして消費者庁に通知したところでありまして、引き続き今後も、消費者庁において本評価結果に基づいて講じられた施策の実施状況を見守っていきたいということを述べてございます。

４ページにはトランス脂肪酸についてでございまして、トランス脂肪酸について規制をすべきではないかという御意見が来ております。これにつきましては、食品安全委員会の方からは現在、平成２２年度から専門調査会において審議が始まったところでございまして、食品健康影響評価がなされた際には適宜情報提供を行っていく予定だと述べてございます。

６ページにはＢＳＥについてでございますが、自治体では全頭検査を続けているということで、これは国際動向とギャップがあるんじゃないかという御意見でございますが、食品安全委員会からは食品健康影響評価を実施し、更に平成２０年には食品安全委員会委員長談話も発表いたして、情報の更新も随時行っていることを述べてございまして、引き続きその動向、調査を注視しつつ、管理機関からの要請があれば再度することもあると考えているところでございます。

口蹄疫についてですが、正確な情報から冷静に判断すべきであるという御意見をいただいております。食品安全委員会からは、人への感染は実際上あり得ないことを具体的に数字等も入れてわかりやすく説明した説明文を載せているところでございます。

その他、多くございますが、食中毒やリスクコミュニケーション関係、モニター制度関係、植物工場等についての御意見、その他の御意見があったところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長　ありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。

最初のトピックスのところに、マスコットをつくったかどうかと書いていますが、その点については何かお考えですか。委員の方々もつくった方がいいかどうか意見がありましたら。では、事務局から。

○原嶋勸告広報課長　とりあえず現在、検討しているということではないんですけれども、こういう御意見もいただいていますので、そういう御意見が更にあるかどうか見きわめて、必要があれば具体的な検討と皆さん方にも御相談させていただきたいと思っています。

○小泉委員長　たしか以前もこういった御意見があったように私は記憶しています。また、今後の課題にしましょうか。ほかによろしいですか。御意見はございませんか。

それでは、ほかには議事はございませんか。

○西村総務課長　ほかにはございません。

○小泉委員長　それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は10月7日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日10月1日金曜日10時から器具・容器包装専門調査会が公開で開催。

同日14時から農薬専門調査会評価第二部会が非公開で開催。

来週10月6日水曜日14時から農薬専門調査会評価第三部会が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして「食品安全委員会（第349回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。